

総務省訓令第41号

総務省政策評価基本計画を次のように定める。

平成14年3月27日

総務大臣 片山 虎之助

総務省政策評価基本計画

目次

- 第1章 総則
- 第2章 政策評価の実施に関する方針
 - 第1節 政策評価の実施に関する基本的な考え方
 - 第2節 政策評価の方式
- 第3章 政策評価の観点に関する事項
- 第4章 政策効果の把握に関する事項
- 第5章 事前評価の実施に関する事項
 - 第1節 基本的考え方
 - 第2節 事前評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事前評価の取組方針
- 第6章 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項
 - 第1節 基本的考え方
 - 第2節 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策
 - 第3節 事後評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針
- 第7章 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 第8章 政策評価の結果の政策への反映に関する事項
 - 第1節 基本的考え方
 - 第2節 評価方式別の具体的な仕組み等
- 第9章 政策評価に関する情報の公表に関する事項
 - 第1節 基本的考え方
 - 第2節 具体的方法
- 第10章 政策評価の実施体制に関する事項
 - 第1節 実施体制
 - 第2節 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備
 - 第3節 地方公共団体との連携・協力
- 第11章 その他政策評価の実施に関し必要な事項

第1章 総則

1 目的

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第6条及び「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、政策評価を総務省（公正取引委員会及び公害等調整委員会を除く。以下同じ。）の政策のマネジメント・サイクル

ルの中に制度化されたシステムとして明確に組み込み、その計画的かつ適切な実施を図ることを目的とする。

2 計画期間

この計画の対象期間（以下「計画期間」という。）は、平成14年度から平成16年度までの3年間とする。

第2章 政策評価の実施に関する方針

第1節 政策評価の実施に関する基本的な考え方

- 1 総務省は、次に掲げるような広範な行政分野をその任務としているところであり、広範な行政分野を所管するメリットを生かし、これらの任務を効果的かつ効率的に遂行するため、結束して果敢に挑戦していくことが重要である。

行政の総合的・効率的な実施を確保する

行政の基本的制度の管理運営を通じた行政の総合的・効率的な実施の確保

新しい時代の国と地方の関係を構築する

ア 地方自治の本旨の実現

イ 民主政治の基盤の確立

ウ 自立的な地域社会の形成

エ 国と地方公共団体・地方公共団体相互間の連絡協調

誰もが便利に、安心して暮らせる社会の構築を目指す

ア 情報の適正かつ能率的な利用の確保・増進

イ 郵政事業の適正かつ確実な実施の確保

ウ 事業者間の公正かつ自由な競争の促進

エ 消防を通じた国民の生命・身体・財産の保護

- 2 総務省の政策について政策評価を実施することにより、

政策の質及び行政の政策形成能力の向上並びに職員の意識改革の進展

国民本位の効率的で質の高い行政及び国民的視点に立った成果重視の行政の実現

政策評価に関する一連の情報の公表に伴い国民に対する行政の説明責任の徹底が図られることによる、政策及びそれに基づく活動についての透明性の確保並びに行政に対する国民の信頼の向上

を図るものとする。

第2節 政策評価の方式

- 1 総務省の評価方式

政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」（別紙）により行うこととする。

- 2 目標（目的・成果）の重要性

政策評価を行うに当たっては、政策を所管する職員が、それぞれの政策が何を目的としているか、どのような成果を実現しようとしているかを明確に認識することが重要である。

政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、その実施に当たっては、政策評価の対象とする政策が、その本来の目的を踏まえ、どのような目標（この場合、目標は政策の実施により実現を目指す成果・アウトカム（政策の実施により結果として国民にどのような便益がもたらされたか）とし、アウトプット（目標に向けて行ってきた業務の実施状況）としないことが重要である。）の下にどのような手段・業務を用いるものかという対応関係を明らかにした上で行うものとする。

第3章 政策評価の観点に関する事項

総務省の政策評価は、評価の対象とする政策の特性に応じて以下の観点を選択、具体化し、総合的に行うものとする。

政策評価の観点としては、法第3条第1項に明示されたものとして、

必要性：政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか

効率性：投入された資源量に見合った結果が得られるか、又は実際に得られているか、他に効率的な方法がないか

有効性：政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか

がある。

上記のほか、

公平性：行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されるものとなっているか、又は実際に分配されているか

優先性：以上の観点からの評価を踏まえて当該政策を他の政策よりも優先すべきかを政策の特性に応じて選択して用いるものとする。

また、上記観点による評価は、評価の対象とする政策が総務省の任務遂行上有効か否かを主として以下の視点により確認しつつ、行うものとする。

- ・ 国・地方を通じた行政の総合化・効率化に資するか
- ・ 地域の自立を高めるか
- ・ 国民の生活を便利で豊かにするか
- ・ 安全で安心な社会をつくるか

第4章 政策効果の把握に関する事項

1 政策効果の把握の方法

政策効果の把握に当たっては、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な

手法を用いるものとする。

その際、できる限り政策効果を定量的に把握することができる手法を用いるものとし、これが困難である場合、又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。この場合においても、できる限り客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るものとする。また、例えば、研究開発を除いて事業評価方式により事前評価を行う場合は費用効果分析を行い、実績評価方式により事後評価を行う場合はあらかじめ設定した達成目標の達成度の測定を行うことをそれぞれ基本とするが、これらによることが困難な場合は、先ずはその他の実用可能な手法を適用し、政策評価の実施の過程を通じて知見を蓄積し、手法の高度化を進めていくものとする。

2 政策効果の把握にあたっての留意点

政策の所管部局等は、政策効果の把握に当たって、例えば補助事業の実績報告を受けることにより政策評価に必要な情報を得ることができるようにするなど当該政策に基づく活動の実施過程を通じて政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するものとする。

特に、政策に基づく具体的活動の実施主体が地方公共団体、民間企業等の場合にあつては、当該実施主体に対し把握しようとする政策効果やその把握のための方法等について示すなどにより、できる限りその理解と協力を得て、情報・データや事実を入手するよう努めるものとする。

第5章 事前評価の実施に関する事項

第1節 基本的考え方

- 1 事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討し、又は複数の政策代替案の中から適切な政策を選択する上で有用な情報を提供する見地から行うものとする。
- 2 事前評価については、政策効果が発現した段階において事後評価等によりその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくものとする。
- 3 研究開発を対象とする事前評価は、法、基本方針及び本基本計画で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成13年11月28日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)の研究開発課題の評価に関する部分等を踏まえて行うものとする。

第2節 事前評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事前評価の取組方針

1 基準とする評価方式

基準とする評価方式は、事業評価方式とする。

2 事前評価の対象政策

- (1) 事前評価の対象政策は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）に規定される政策及びこれに準ずるものとして大臣官房政策評価広報課長が別に定めるものとする。
- (2) 次の政策については、評価手法の開発を兼ねつつ試行として評価に取り組む。
法第9条第2号の要件「事前評価に必要な政策の効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていること」を満たさないが、同条第1号前段「国民生活若しくは社会生活に相当程度の影響を及ぼすこと」に該当すると考えられる政策のうち大臣官房政策評価広報課長が別に定めるもの
- (3) 評価対象政策の単位は、箇所付け、案件採択等を行う政策の単位を基本とするものとする。

3 評価実施主体

事前評価の実施主体は、当該政策の所管部局等とする。

4 事前評価の観点及び方法

事前評価は、第3章に定めるところに沿って、当該政策の必要性、効率性、有効性その他当該政策の特性に応じた観点から、今後の課題及び取組方針等の検討と併せて行うものとする。

5 手続

(1) 評価書の案及びその要旨の案の提出

政策の所管部局等は、大臣官房政策評価広報課長が別に定めるところにより評価書の案及びその要旨の案を作成（その際、学識経験を有する者の知見の活用の結果を付記するものとする。）し、箇所付け、案件採択等の政策決定の前に大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

(2) 評価書の案及びその要旨の案の審査

大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された評価書の案及びその要旨の案の記載内容について、第3章に定めるところに沿って政策評価が行われているかどうかを検証し、当該政策及びその他の政策との整合性はとれているか、利用可能な評価手法が適切に利用されているか、分析のための数値が適切か、客観性は担保されているか、国民に分かりやすいものとなっているかに重点をおいて審査するものとする。

6 その他

大臣官房政策評価広報課は、特に必要と認められる政策について、政策の所管部局等と協議の上、総合評価方式により事前評価を行うものとする。

第6章 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

第1節 基本的考え方

- 1 事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。
- 2 事後評価は、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、その結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うものとする。
なお、行政目的と手段の関係を考えるに当たっては、総務省の任務や諸重点計画を踏まえて行うものとする。
- 3 研究開発を対象とする事後評価は、法、基本方針及び本基本計画で定めるところによるほか、大綱的指針の研究開発施策・課題の評価に関する部分等を踏まえて行うものとする。

第2節 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

計画期間内において事後評価の対象としようとする政策は、次に掲げるものとする。

- ア 行政改革大綱等に沿った行政改革の推進・行政管理の実施
- イ 政策評価制度の推進並びに行政評価等及び行政相談の実施
- ウ 適正な人事管理の推進
- エ 地方分権の推進
- オ 地方公務員行政の推進
- カ 地方財源の確保等
- キ 時代にふさわしい地方税体系の構築
- ク 地方公共団体の行政体制の整備
- ケ 自立した地域社会の形成
- コ 地方公共団体等の財政の健全化
- サ 高度情報通信ネットワークインフラ整備の推進
- シ 電子政府・電子自治体の推進
- ス 通信・放送融合時代に対応したコンテンツ政策の推進
- セ 高度情報通信ネットワークの安全性・信頼性等の確保
- ソ 対象者のレベルに応じたIT人材の育成
- タ 市場の変化・技術革新に対応した規制改革等の一層の推進
- チ 戦略的研究開発の推進
- ツ デジタル・ディバイドの解消
- テ 情報通信分野における国際的な協調の推進
- ト 選挙制度の適切な運用
- ナ 安定した郵政サービスの確保
- ナの2 信書便事業の推進

- 二 消防防災体制の充実強化
- 又 統計行政の推進
- ネ 恩給行政の推進
- ノ 旧日本赤十字社救護看護婦等処遇事業等の実施
- ハ 日本学術会議活動計画の実施

第3節 事後評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針

1 基準とする評価方式

基準とする評価方式は、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式とする。

2 実施計画

法第7条の実施計画は、各年度における事後評価の対象とする政策及び当該政策毎の具体的な事後評価の方法について定めるものとし、毎年度当初に策定する。実施計画において事後評価の対象としようとする政策を定めるに当たっては、法第7条第2項各号の区分及び第6章第2節に定める計画期間内において事後評価の対象としようとする政策の区分に沿ってこれを定めるものとする。

3 実績評価方式を適用する場合

(1) 評価対象政策

実績評価方式による評価の対象政策は、下記(4)により前年度に設定された達成目標ごとの政策とする。

(2) 評価の実施主体

実績評価方式による評価の実施主体は、当該政策の所管部局等とする。

(3) 評価の観点・方法

実績評価方式による評価は、第3章に定めるところに沿って、評価対象政策毎の目標、目標の達成状況、進捗状況を把握・分析し、今後の課題及び取組方針等の検討と併せて行うものとする。

なお、目標の達成度を評価するに当たって、指標のみによって測定することが不十分と認められる場合、定性的な評価手法も交えて適切な評価を行うものとする。

(4) 目標の設定

第2章第1節1に掲げるような総務省の任務を達成するために実現すべき主要な行政目的を踏まえ、次年度において評価しようとする政策、その達成目標等は、毎年度当初にあらかじめ設定するものとする。

この場合において、同一の達成目標ごとのまとまりをもって評価対象政策の単位とすることを基本とするものとする。

政策の所管部局等は、大臣官房政策評価広報課長が別に定めるところにより、次年度において評価しようとする政策、その達成目標等の案を作成し、これを大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された政策、その達成目標等の案について審査、意見の募集、取りまとめを行うとともに、毎年度当初に、次年度において評価しようとする政策、その達成目標等を公表するものとする。政策の所管部局等から提出された政策、その達成目標等の案を審査するに当たっては、政策相互の整合性はとられているか、評価すべき政策がもれなく評価されることとなるか、それまでの評価結果を踏まえたものとなっているか、達成目標等は適切に設定されているか、客観性は担保されているか、国民に分かりやすいものとなっているかに重点をおいて行うものとする。

達成目標等の設定に当たって前提とした事情が大きく変化したこと等により、これらを変更せずに評価をすることが不相当となると認められる場合、これらの見直しを行うとともに、その結果を公表するものとする。この場合の手続は、上記及び に準じて行うものとする。

(5) 手続

政策の所管部局等は、実施計画に基づき評価書の案及びその要旨の案を作成し、毎年5月末を目途に大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

4 総合評価方式を適用する場合

(1) 評価対象政策

総合評価方式による評価の対象政策は、次に掲げるものとする。

- ア 内閣の基本的な方針等により重点的に取り組むべきこととされた政策
- イ 内外の社会経済情勢の変化を踏まえ見直しや改善の必要があると認められる政策
- ウ 国民からの評価に対するニーズが高い政策
- エ 実施後一定の期間（5年）が経過している政策

(2) 評価の実施主体

総合評価方式による評価の実施主体は、大臣官房政策評価広報課とする。

(3) 評価の観点・方法

総合評価方式による評価は、第3章に定めるところに沿って、政策効果の発現状況の様々な角度からの掘り下げ、当該政策に係る問題点の把握及びその原因の分析等により行うものとする。

(4) 手続

大臣官房政策評価広報課は、関係部局等と協議の上、評価対象政策を選定するものとする。

大臣官房政策評価広報課は、評価対象政策の選定後、総合評価方式による評価を実施するための手続等を定めた総合評価実地計画をあらかじめ策定し、関係部局等の協力の下、評価対象政策について、当該実地計画に沿って実地調査等を行い、上記(3)の評価の観点・方法に従って分析し、取りまとめ、評価書及びその要旨を作成するものとする。

なお、上記 に該当する政策のうち、政策の所管部局等が自ら総合評価方式による評価を行うことに相当の理由があると大臣官房政策評価広報課が認め

るものについては、同課の支援、指導・助言の下、当該部局等が総合評価を行うことができるものとする。

5 事業評価方式を適用する場合

(1) 評価対象政策

事業評価方式による評価の対象政策は、事業評価方式による事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるものとする。

(2) 評価の実施主体

事業評価方式による評価の実施主体は、当該政策の所管部局等とする。

(3) 評価の観点・方法

事業評価方式による評価は、第3章に定めるところによるほか、あらかじめ期待した政策効果が達成されたか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られたかの観点に沿って、今後の課題及び取組方針等の検討と併せて行うものとする。

(4) 手続

政策の所管部局等は、実施計画に基づき評価書の案及びその要旨の案を作成し、毎年5月末を目途に大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

6 政策の所管部局等から提出された評価書の案及びその要旨の案に関する審査

大臣官房政策評価広報課は、評価書の案及びその要旨の案の記載内容について第3章に定めるところに沿って政策評価が行われているかどうかを検証し、当該政策とその他の政策との整合性はとれているか、目標の達成度・指標の変化は適切に分析されているか、客観性は担保されているか、国民に分かりやすいものとなっているかに重点をおいて審査するものとする。

第7章 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

総務省は、第2章第1節2のとおり幅広い任務を担っており、政策の決定に当たって、広範な層・分野から意見を求めることの意義は大きい。

政策評価は、政策のマネジメント・サイクルにおいて、特に、広範な視点から可能な限り客観的なものとして実施されることを確保することにより次の政策に活かされ、政策の質を高めるとの観点から、省外の学識経験者、実践的知識を有する者等の協力を得ることが重要である。

具体的には、実施計画、政策効果に着目した達成すべき目標、政策評価結果、政策評価結果の政策への反映状況等について学識経験者、実践的知識を有する者等第三者（以下「学識経験者等」という。）からの意見を聴取するなどその知見を活用するものとし、その方法等については大臣官房長が別に定めるものとする。

第8章 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

第1節 基本的考え方

政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、定員・機構要求、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映するものとする。

第2節 評価方式別の具体的な仕組み等

1 事業評価方式及び実績評価方式

（1）反映方針の報告

事前評価の場合

政策の所管部局等は、箇所付け・案件採択等の政策決定を行う前に、政策評価結果の政策への反映方針について、評価書の案及びその要旨の案の提出に併せて大臣官房政策評価広報課に報告するものとする。

事後評価の場合

政策の所管部局等は、政策評価の結果を踏まえて予算等の政策の調整を行い、毎年5月末を目途に、政策評価結果の予算等の政策への反映方針について、評価書の案及びその要旨の案の提出に併せて大臣官房政策評価広報課に報告するものとする。

（2）反映方針の審査

大臣官房政策評価広報課は、報告された反映方針について、評価において指摘された問題点が適切に反映されているか、客観性は担保されているか、国民に分かりやすいものとなっているかに重点をおいて審査するものとする。

2 総合評価方式

大臣官房政策評価広報課は、総合評価方式による評価の実施から一定期間が経過した後、総合評価方式による評価の結果の予算等の政策への反映状況を、当該政策関係部局等、官房関係各課等と協議した上で、取りまとめるものとする。

第9章 政策評価に関する情報の公表に関する事項

第1節 基本的考え方

- 1 評価書においては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、法第10条第1項各号に掲げられている事項について可能な限り具体的に記載するものとする。なお、評価の際に使用した仮定、外部要因等についても明らかにするものとする。評価書の要旨においては、評価書の主な内容を簡潔に記述することにより評価の結果を分かりやすく示すものとする。
- 2 法第11条に基づく政策評価の結果の政策への反映状況（以下「政策への反映状況」という。）の公表は、政策評価の結果及び当該結果に基づく措置状況（内容、時期、今後の予定等）をできる限り具体的に記載したものにより行うものとする。
- 3 法第10条に基づく評価書及びその要旨（以下「評価書等」という。）の公表に当

たつては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の考え方に基づき適切に対応するものとする。

第2節 具体的方法

- 1 大臣官房政策評価広報課は、毎年度当初に、当該年度における実施計画を公表するものとする。
- 2 大臣官房政策評価広報課は、評価書等及び政策への反映状況を、事前評価に係るものについては政策の決定に併せて、事後評価に係るものについては毎年8月末にとりまとめた後、それぞれ総務大臣（行政評価局）に送付又は通知するとともに、公表するものとする。

ただし、総合評価方式による評価書等については、評価終了後、総務大臣（行政評価局）に送付するとともに、これを公表するものとする。総合評価方式による政策評価結果の政策への反映状況については、総合評価方式による評価の実施から一定期間が経過した後、総務大臣（行政評価局）に通知するとともに、これを公表するものとする。
- 3 政策評価結果等の公表は、総務省ホムペジへの掲載、大臣官房政策評価広報課での配布、記者発表等国民が容易に入手できる方法で行うものとする。

第10章 政策評価の実施体制に関する事項

第1節 実施体制

1 基本的考え方

政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、大臣官房政策評価広報課と政策の所管部局等との適切な役割分担の下で、組織として一体的な政策評価への取組を可能とする体制を以下のとおり整備するものとする。

また、この体制を効果的・効率的に機能させていくため、大臣官房政策評価広報課及び政策の所管部局等は評価能力の向上に積極的に取り組むものとする。

2 実施体制及び政策評価広報課の果たす役割

(1) 政策の所管部局等・政策評価広報課の役割

実績評価方式及び事業評価方式による評価については、政策の所管部局等が行い、政策評価広報課はこれを支援、審査及び指導・助言するものとする。

総合評価方式による評価については、関係部局等の協力の下、大臣官房政策評価広報課が行うものとする。

大臣官房政策評価広報課は、上記のほか、基本計画、実施計画の策定、省全体の評価状況の取りまとめ及び公表等政策評価の総括を行うものとする。

(2) 法第15条の規定による資料の提出の要求及び調査等への対応

法第15条の規定による資料の提出の要求及び調査等の求めを受けた場合には、大臣官房政策評価広報課及び関係部局等は協議を行い、これに対応するものとする。

る。

(3) 総務省政策評価省内委員会

設置

総務省に、総務省政策評価省内委員会(以下「省内委員会」という。)を置く。

審議内容及び機能

省内委員会は、実施計画、政策効果に着目した達成すべき目標、政策評価結果、政策評価結果の政策への反映状況等に関し、学識経験者等による助言を踏まえ、省内における調整、意見の集約及びこれらの案の決定を行う。

構成

大臣官房長、大臣官房総括審議官、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房企画課長、大臣官房政策評価広報課長並びに各局部、消防庁及び日本学術会議事務局の主管課長

主催者

省内委員会は、大臣官房長が主催する。

庶務

省内委員会の庶務は、大臣官房政策評価広報課において処理する。

その他

この訓令に定めるもののほか、省内委員会の運営に関し必要な事項は、大臣官房長が別に定める。

(4) 総務省政策評価調整小委員会

設置

省内委員会に、総務省政策評価調整小委員会(以下「調整小委員会」という。)を置く。

審議内容及び機能

調整小委員会は、実施計画、政策効果に着目した達成すべき目標、政策評価結果、政策評価結果の政策への反映状況等について、学識経験者等による助言を求めるに当たり、省内における事前検討及び調整を行う。

構成

大臣官房長、大臣官房総括審議官、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房企画課長及び大臣官房政策評価広報課長

主催

調整小委員会は、大臣官房長が主催する。

庶務

調整小委員会の庶務は、大臣官房政策評価広報課において処理する。

その他

この訓令に定めるもののほか、調整小委員会の運営に関し必要な事項については、大臣官房長が別に定める。

第2節 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策

評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図るものとする。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用するものとする。

第3節 地方公共団体との連携・協力

政策評価の実施に当たっては、国と地方公共団体は、適切な役割分担の下で相互に協力する関係に立って共に行政活動を行い、それぞれ自らの行政活動の効果を把握し評価を行うものであることを踏まえ、評価の対象とする政策の特性等に応じて、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に関し必要な情報や意見の交換を行い、地方公共団体との適切な連携・協力を図るものとする。

第11章 その他政策評価の実施に関し必要な事項

この基本計画については、基本方針の見直し、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、計画期間内においても適宜所要の見直しを行うものとする。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日総務省訓令第28号）

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の総務省政策評価基本計画第11章第2節の規定は、この訓令の施行後も、平成16年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同節 中「郵政企画管理局」とあるのは「郵政行政局」と、「郵政事業庁から」とあるのは「日本郵政公社から」と、「郵政事業庁に通知」とあるのは「日本郵政公社に通知」とする。

(別紙)

[事業評価方式]

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

(注)「事業評価」は、個別公共事業に係る事前及び事後の評価を指すものとして用いられることがある。

[実績評価方式]

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定・評価するとともに、目標期間が終了した時点又は総括すべき時点でその期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

[総合評価方式]

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式